アジア系マイノリティの子ども・若者の居場所づくり

矢野　泉

The Creation of "Ibasho" for the Children and the Youth of the Asian Minority.

Izumi Yano

1　はじめに

居場所研究については、居場所の中心的な当事者が、日本人の子ども・若者ばかりで、外国籍および外国に出自をもち民族的バックグランドを異にする子ども・若者を中心とした当事者主体の居場所づくりに関する研究論文は管見の限り、社会教育学において、これまであまりなかった。そこで、本稿では、これらの居場所づくり、とくに、筆者が7年にわたってフィールドワークをつづけてきたアジア系マイノリティの子ども・若者とそのサポートをする当事者に焦点をあてて、かかる居場所づくりからみた諸問題を明らかにする。これまで手のつけられていなかった問題領域を社会教育学研究の俎上にのせていくことに、本稿の学術的な意義がある。

まず、アジア系マイノリティの本稿での定義を示す。韓国・朝鮮、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオスなど、アジア諸国に出自あるいは系譜をもつ在日の民族的少数者を仮に措定する。なお、アジア系マイノリティのなかでも、経済的なグローバリゼーションにおいては、有利な状況にはなく、社会構造的に排除されている人々をいう。

つぎに、アジア系マイノリティの子ども・若者の居場所を成立させている条件について述べる。

① いつでも立ち寄れる場所であること。
② 行かなければならない場所ではないこと。
③ マジョリティである日本人が主流でないこと。
④ お互いの間を尊重し、適当に親密な距離感を楽しめること。
⑤ 日本人を気にすることなくどのように自己表出しても安心して過ごせること。
⑥ 居場所を保障する大人がいること。
⑦ 住居、学校、進路、仕事、家族、友達、在留資格、母語、日本語、免許、どのような問題でも無料で相談することができ、支援を得られたり、必要な支援につないでもらえること。
⑧ ラテン系などアジア諸国以外に出自・系譜をもつ民族的少数者が参加することがあっても、アジア系以外は継続的に居着かない場所。
⑨ 外国人児童・生徒といわれる子ども・若者に加えて、中学や高校を卒業して働く若者、昼間は働き夜間の定時制高校や日本語教室などで学ぶ若者、大学で学ぶ若者、大学を卒業した若者などもいる場所。
⑩ 日本社会のエスニックな主流に属さなくとも将来の安全が保障される場であること。

では、ここに掲げた諸条件と、社会教育学研究における日本人の子ども・若者の居場所の条件を簡単に照らし合わせておこう。

子ども・若者の居場所研究に着手した久田邦明(2000)は、居場所としか呼べないものとして、人

間関係が学校に集中する状況のなかで、学校に身の置きどころのない児童生徒が、ひどく苦労するようになった結果、何よりもまず本人の存在が認められる空間や人間関係が必要とされる場をあげた。つづいて、居場所論の若手の論客、萩原健次郎(2001)は、つぎのようにまとめている。①居場所は「自分」という存在感とともにある。②居場所は自分と他者との相互承認という関わりにおいて生まれる。③居場所は生きられた身体としての自分が、他者・事物・物へと相互浸透的に伸び広がっていくことで生まれる。④世界(他者・事物・物)の中での自分のポジジョンの獲得であるとともに、人生の方向性を生む。萩原ら若手研究者たちと子ども・若者の居場所の構想についてまとめた田中治彦(2001)は、居場所を、他者との関わりのなかで、自分の位置と将来の方向性を確認できる場と定義した。若者の参画論で独自の説を展開し、教育社会学でも活躍がひかる新谷周平(2001)は、大人が設定する居場所とは別に、子どもや若者が学校外で他者との多様な距離のとり方ができ、漸次的参加ともいえる関わりができるという居場所論を提起した。さらに、柳父立一(2002)は、おとながいる場を「場内」と名付けて、おとなのいない、行けば遊べる辛くも楽しい「場外」の子ども世界を子どもの居場所と捉えた。

これらの居場所の条件を踏まえると、本稿で取りあげるアジア系マイノリティの子ども・若者の居場所の条件において重なるところがまったくないわけではないが、日本人が主流ではなく、社会構造的に排除されている子ども・若者の居場所の条件に着目したのが本稿の居場所論のオリジナリティである。主流の居場所論とは別様の切り口ではあるが、本稿で問題とする居場所とは、社会構造的排除の結果、日本人というエスニックな境界から距離を置き、アジア系というエスニックな境界に滞留する子ども・若者の友愛と連帯で結ばれた親密圏[1]といいかえられる。

2 居場所としてのX塾(ボランティア団体)、Y塾(NPO法人)

本稿の目的であるアジア系マイノリティの子ども・若者の居場所づくりからみた社会教育学研究および多文化共生に関する研究における諸問題の析出への足がかりとして、本稿では組織形態の異なる2つの事例を取りあげる。事例調査の方法は、フィールドワークとインタビューを併用した。事例の1つは、フリーターの日本人若者がサポーターとして運営するボランティア団体のX塾であり、いま1つの事例は、法人格を有するNPOのY塾である。前者は規約をいっさい持たず、団体代表の若者Pが外国に出自をもつ子ども、若者とその支援者と共に中心的当事者となって方向性を決めていくいわば若い世代の全貌のみえないゆるやかな経営の在りよう、後者は法人として認可を受けるだけあって規約も経営の陣容もしっかり整った外国人と日本人が協働する体制、先々まで見通しのきくおとなの経営を特徴とする。

2－1 X塾

若者Pが1994年10月、大学生仲間とZ団地の集会所で中国帰国者のための日本語教室を開設した。1997年に日本語教室を核として「中国帰国者交流ネットワークK」を立ち上げた。その後、Z団地にほど近いW団地に住む中国人やベトナム人、カンボジア人などがPのまわりに増えたため、W団地に移り、W団地の集会所で日本語教室と子どもの教室を開催した。子ども好きでもあり子どもからも好かれるPが現れるところは、路地であれなんであれ、ところかまわず、Pを慕うマイノリティの子ども・若者の居場所となった。1999年から2000年にかけて「中国帰国者交流ネットワークK」を発展的に解消、「X塾」を称し、多文化のまちづくりを目指した。2000年9月、

W団地のＬ小学校正門前に念願の事務所を開設、2001年1月　Ｘ塾を正式発足させた。

２－１－１　団地の地域の学習教室

小学生の教室、中高生の教室、日本語教室を団地の集会所と事務所で開催していた時期もあったが、2005年現在は、小学生の教室は、横浜市立Ｌ小学校との協働事業として、Ｌ小学校併設の地域のコミュニティハウス国際交流室で火、金の放課後、学校の補習を行い、それとは別に団地の集会所でも土曜の夜に居場所を開けたこともあった。中高生の教室は、月、金の夜を中心に、その他の曜日、時間帯でも、ほぼ毎日事務所を開放して、学校の補習や受験勉強のサポートをしている。日本語教室は水、土の夜、コミュニティハウスで開くが、日本語教室の一角で小学生が数人でかたまって学校の宿題をやっていたり、中高生も試験勉強をみてもらったりしている。学習者は昼間働いている若者が多いが、幼児や小学生の子どもと家族連れで参加する学習者もいる。また、水曜午前には日本語がほとんどできずに団地で子育てをする若い母親の日本語教室や生活相談会も開く。

Ｘ塾は教室という場を開催しているが、必ずしもなにかを勉強しなければいけないというわけではなく、コミュニケーションそのものを楽しみたいということであったり、相談があるから聞いて欲しいということであったり、ただなんとなくその場にいたいということであったり、知り合いに会いに来たということであったり、参加の実態はさまざまである。参加者がほぼマンツーマンになるようボランティアと学習者の組み合わせを代表Ｐが決める。定期的に参加しているボランティアと学習者の場合は組み合わせが固定しており、高校、大学受験や日本語検定１、２級合格を目指して、数年にわたりつきあう組み合わせもある。ボランティアの数が少ない時は、生活言語のできない学習者を優先し、学習抽象言語での日本語を学ぶ先着の学習者にボランティアがつかない場合もある。

２－１－２　スタッフ・ボランティア・学習者

学習を支援するボランティアは、大学生、社会人、などである。ボランティアが通ってくる範囲は団地、近隣地域、バスや電車で１時間以上離れたところまで様々である。学習者は、団地に居住する外国人だけでなく、数駅離れたところから自転車やバイクで来ているものもいる。かつてＸ塾で学習していた中国やベトナムの子どもが中学や高校を卒業し、社会人や大学生となって、ボランティアとしてＸ塾を手伝う。Ｘ塾では、学習者がボランティアになることがよくある。日本語検定１級対策の勉強をしに来た学習がボランティアの数の不足で、生活言語のできない日本へ来たばかりの学習者の「先生役」として駆り出されることがめずらしくない。継続性のあるボランティア・学習者は現在30名、単発的に立ち寄るボランティア・学習者をあわせると、60名を超えるときもある。事務局スタッフはＰのほか、研究者、団体職員、会社員、団地で育ったベトナム人大学生など現在８名である。スタッフへの人件費は原則いっさい出ない。ボランティア・スタッフが得るのは金銭的な報酬ではなく、民族的バックグランドを異にする子ども・若者の居場所の混沌とした「ホーム・コミュニティ」を学習者と共に創る「楽しさ」である。

2－1－3 学習権の保障の実際その1

本稿では、子どもと若者とでわけて、外国につながる子ども・若者の学習権の準拠法をあげる。本稿では、学習権を、学びを通じて暮らしを支え暮らしの安全を保障する生存権と捉らえる。

まず、子どもの学習権に関する国際条約は次の通りである。「児童の権利に関する条約」〈1994年批准〉～第28条「教育に関する権利」(初等教育の義務、中等教育の奨励、高等教育の機会付与、教育と職業に関する情報・指導)、第30条「少数者及び原住民の児童の権利」(自己の文化・宗教・言語の権利)。「国際人権規約～(社会権規約)」〈1979年批准〉、～第13条「教育に関する権利」(初等教育の義務、中等教育の奨励、高等教育の機会付与、等)、第14条「無償の初等義務教育」。「人種差別撤廃条約」〈1996年批准〉第7条「教育、文化上の措置」。いうまでもないが、児童の権利条約の適用は18才までである。これらの国際条約が実際に外国籍あるいは外国に出自をもち、民族的バックグランドを異にする子ども・若者の学習権の保障を判例として根拠づけたとうケースはあまり聞かない。判例としての汎用性がない以上、居場所づくりの現場としては国際条約にはふれておくだけで、戦術として本格的に駆使することはあまりない。研究者はなにかといえば国際条約によってマイノリティの子ども・若者は守られていると主張したがるが、国際条約の効力はなかなか現場には及ばず、現場では現場にしかできない学習権保障の実際を、現実の闘争・交渉のなかからそのつど発掘してきた。

実際、X塾では学習権をどう保障しているのかについて言及しよう。たとえば、親戚等の呼び寄せで渡日したばかりのベトナム人やカンボジア人の子どもの家庭の事情により、X塾の大人が親に代わり保証人となって高校へ進学させてきた。入学式や三者面談にも親ではなく代表Pが付き添ってきた。高校に通う子どもが不登校になって学校から相談されるのは親ではなくPである。大学や専門学校への進学の世話もX塾のボランティア・スタッフが行う。

また、神奈川県ではNGO「多文化共生教育ネットワークかながわ」主催の高校進学ガイダンスが、横浜地区、平塚地区、W団地地区、相模原地区で毎年秋に開かれる。W団地地区の開催を担うのは「多文化共生教育ネットワークかながわ」と協力共催関係にあるX塾である。高校へ進学したいという外国籍の中学生や母国の中学を卒業してから日本の学校に行っていななくとも、高校進学に関心のある外国籍の子どもたちからの進学に関するいっさいの相談に応じる。このガイダンスでは、X塾育ちの現役高校生が説明役を果たしたこともある。

つぎに、若者の学習権に関する国際条約もあげておく。「国際人権規約(社会権規約)」～第13条「教育に対する権利」(すべての者の教育の権利、等)と「人種差別撤廃条約」～第7条「教育、文化上の措置」(世界人権宣言の目的・原則の普及、特に教授、教育、文化、情報の分野の迅速・効果的措置、等)。1990年国連採択の「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」は日本は批准していない。

若者の場合は、親の保護下を離れ、兄弟や同国人の友人と暮らしている場合がある。そうすると、親が不在ということになるが、在留資格の有無を問わず、外国籍の若者が学校に通うためには、住所が必要であるため、若者が住居の保証人を必要とする場合の連帯保証人をX塾の日本人のおとなが引き受けることもある。

かかる場合のように、子ども・若者の学習権保障について、X塾では基本的には在留資格の有無を問わないが、在留資格に問題のある子どもの家族や若者自身の考え方によっては、X塾は学習権保障の支援を見送ることがある。というのも、支援団体が問題解決を主導するよりも

当事者に任せた方が、在留資格に問題がある場合の対処法について同国人ネットワークで得た情報をうまく利用するなど、当事者の方がはるかに事情通であり当事者が納得のいく結果を生むとX塾では考えるためである。[2)]

2－1－5　母語を生かす

X塾は塾としては母語教室という場は開いていない。学習抽象言語の形成や家族とのコミュニケーションにおける母語保障の重要性については理解しており、母語を保持する雰囲気を塾のなかでつくろうとしているが、子ども・若者の母語喪失は進んでいる。ベトナム語、カンボジア語については、母語のできる若者もいるので、日本語教室での学習を母語で助けてもらうことがある。母語による情報発信、通訳／翻訳については、ベトナム人大学生中心に月1回ベトナム語の地域情報誌を作成している。母語を生かして地域社会に貢献することは多文化のまちづくりへの重要な参画・進出である。

2－1－6　多文化サッカー

X塾では、ベトナム人の中学生と若者、カンボジア人や日本人の若者、中国人の若者やおとなとで、日曜の午後L小学校の校庭を借りてカンボジア人が外へ出たがらなくなる冬期を除いて「多文化サッカー」を開催している。ときには、団地内のベトナム人チームと対戦することもある。年上の若者とのチームプレイを通じてベトナム人中学生の意欲や自信を育てたり、国籍や民族を超えて若者同士が交流する力を引き出している。生活のための最小限の日本語には困らなくなり、日本語教室には来なくなった若者でも、「多文化サッカー」には集まるというケースは少なくない。

2－1－7　交流会の名を借りた多文化のまちづくり：「ホーム・コミュニティ」の共創

日本語教室が終わった後、コミュニティハウスから事務所へ戻って、学習記録をつけながらボランティア同士が交流したり、X塾やX塾に集まる子ども・若者についての情報交換をする時間を設けている。不定期に飲み会(中高生はジュース)があり、いろいろな人が参加する。代表Pや常連メンバーの誕生会、12月のクリスマス会、また、10月の団地まつりへのエスニック料理の出店、5月と8月のQ川バーベキューも大きな交流会で、普段の活動には顔を出さなくなったX塾出身者も集まる。

2－1－8　多目的な事務所

雑居ビルの2階を借りている。広さは約18畳である。鍵が決まった場所に置いてあるので、好きなときにいつでも立ち寄れる。事務のスペースだけが区切られていて、事務以外の多目的スペースでは子ども・若者が自由に使えるパソコン数台、テレビ、電子レンジ、冷蔵庫、折りたたみ式の机、本棚、子ども・若者が母国から持ち寄った雑貨や民芸品、雑誌やCDなどがある。雑貨をはじめとするこれらの品々は、アジア諸国のものばかりなので、アジア系以外の、たとえば、ラテン系の子ども・若者にはなじみが薄く、彼らにとってはX塾の事務所は居場所の条件を満たさない。布団は代表P用のひと揃いしかないが、布団をわけあったりごろ寝で寝泊まりすることもできる。事務所にはほぼ毎日代表Pが駐在している。最近では、事務スペー

スの区切りをなくし、多目的スペースを広げた。

2－1－9 きびしい財政

企業や財団法人などからの助成金と寄付金が主である。財政を支える会員会費制もあるが、現在は機能していない。助成金も必ず取れるというわけではない。事務局スタッフに統計処理に明るい研究者がいるので、統計処理の仕事をスタッフがもらってきて、データ打ち込み等をY塾の若者などに手伝ってもらい、分析等の仕事をPが担当して収入のある仕事にすることもある。Pは講演会やシンポジウムの講師として招聘されることが少なくなく、その謝金が塾の収入にあてられる。不定期に会員向けのニューズレターを発行し、ニューズレターでは会費や寄付を募っている。財政基盤は脆弱である。年間約150万円でやり繰りしている。また、来年度は外国籍女性の生活相談の問題で、横浜市との協働事業の予算が助成金として取れたので、予算は550万円の規模となる。

2－1－10 多文化のまちづくり

外国人が多住する団地の地域に、外国籍あるいは外国に出自をもち民族的バックグランドを異にする子ども・若者が気軽に集まり、日本人の子ども・若者とも混交できる居場所をつくることが、W団地の多文化のまちづくりの構想につながっている。子ども・若者はX塾を家でもなく学校でもなく友達の部屋でもなくカラオケボックスでもない居場所のひとつにしている。さらに、X塾は、L小学校、コミュニティハウスを利用する他の日本語教室、W団地連合自治会、N区役所と「多文化共生のまちづくり推進事業」(「I多文化ネットワーク」)で連携している。この事業を通じ少子高齢化が進む団地の地域振興にも取り組んでいる。[3)]

2－2 Y塾

1977年子どもに小学校就学を知らせるハガキが来ないことを在日大韓キリスト教会の牧師に相談した韓国人の母親を支援するため、教会関係者、小中学校の教員らが、横浜市の教育委員会に、「就学案内」を出さないのは「民族差別ではないのか」という質問状を出したことが発端となって、「横浜市の民族差別と闘う会」などがつくられ、教育委員会と交渉が開始された。

公立の学校で民族差別・外国人差別があり、外国に出自をもつ子どもの居場所がないという認識のもと、外国に出自をもつ子どもが学校以外で活き活きできる場所を求めて、1978年10月Y塾が創設された。

「就学案内」をめぐる交渉は3年がかりで実り、1980年教育委員会から外国に出自をもつ外国籍の子どもに「就学案内」が出されることになった。

1981年Y塾近くのN小学校に転入した在日韓国・朝鮮人のI君に対する民族差別事件(担任教員による差別的処遇、上級生からの暴力、同級生による本名などへの〈からかい〉)に対する取り組みが開始された。Y塾は小学校、教育委員会と交渉を重ねたが、解決しないままで、I君は差別の懸念のない私立中学校に進学し、交渉は長期化した。

この交渉の一方で、1983-87年は外国籍高校生Sの指紋押捺拒否を発端に「指紋押捺拒否を支える会」が発足し、Y塾も同会の中核となって拒否者の高校生たちを支援していった。

1989年ようやく民政局同和対策室長を務めた経験のある教育長がK小学校でI君に対して民族

差別・外国人差別があったことを認め、教育委員会として交渉の席上謝罪し、反省を表明した。

この反省は1991年の「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の制定に結実された。ただし、横浜市の方針は川崎市の方針と異なり「条例」ではない。川崎市は教員研修の機会に外国人教育基本方針の冊子を配布し、教育現場への周知に努めているが、横浜市の場合は周知の策を講じていないので、「方針」の存在はあまり知られていない。

「横浜市の民族差別と闘う会」など支援者たちの13年にわたる交渉で、Y塾に1990年から毎年度、横浜市教育委員会学力補充事業助成金、横浜市教育委員会進路保障事業助成金が交付されるようになった。

1991年からは、高校生の韓国・朝鮮学習会、日本語教室、さらに在日韓国・朝鮮人のライフヒストリーなどもおさめたY塾文庫の活動が開始されていく。

1992年から外国に出自をもつ児童が在籍する複数の学校との協働事業、ハギハッキョ(夏期学校)を学校を持ち廻り会場として開催し、92年からは横浜市公務員国籍条項撤廃の活動を開始するにいたった。横浜市は97年川崎方式での撤廃をしたが、現在なお在日外国人の公立学校教諭採用の道は閉ざされたままである。

1993年から、数度にわたり、神奈川県と横浜市に、川崎市のふれあい館のような多文化共生のための地域交流センターの設置要望書を提出しているが、これに対する県や市の動きはない。

1994年、「横浜市民族差別と闘う会」とY塾共同のニューズレターである「打越通信」が発刊100号を迎え、「(ハムケ)横浜だより」となった。

2002年と2003年に、Y塾主催で「ヨコハマ外国人市民会議」を開き、外国籍市民の声を市政に発信する場の必要を提起したが、市側はそれに応える動きを示さなかった。

2004年1月、設立25周年に「在日外国人教育生活相談センター・Y塾」に改称し、同年11月、NPO法人化を果たした。2005年6月、NPO法人として初の総会を開催した。

2－2－1　ドヤ街寿町の学童保育や小学校にも近い下町の学習教室

小学生の居場所づくりは放課後毎日行われている。子どもたちは宿題をしたり作文を書いたり、日本語の学習をする子どももいるが、多くは、日本人常駐スタッフのTを囲むようにして、思いのままに遊んでいる。Tは事務仕事を片づけ、ひっきりなしの電話に対応しつつ、子どもの相手をする。母語教室として、不定期にタガログ語教室、韓国・朝鮮語教室、水曜夕方、中国語教室と日本語教室を開催している。在日外国人と日本人のふれあい交流教室として、初級、中級、上級の韓国・朝鮮語教室を実施、授業料を徴収してY塾の収入としている。不定期に、民族差別や偏見をなくすための講演会・学習会を開催。子どもの補習教室は原則火曜、木曜だが、受験対策等の進路保障のための支援はほぼ毎日行われる。

2－2－2　スタッフ・ボランティア・学習者

人件費は出るものの、スタッフの報酬はボランティアに近く、アルバイトをしなければ生活できない。ＮＰＯ法人としてのY塾の構成役員は在日韓国・朝鮮人の理事長以下14名を数え、外国人の人権問題や社会運動に詳しい実践的な有識者も数名含まれている。居場所づくりの常駐スタッフは、1984年からボランティアとしてY塾を支えてきた日本人のＴ１名である。ニューズレターを書いたり、子ども・若者と関わる無給スタッフは数名おり、それを支えるボラン

ティアたちがいる。子どもは5カ国、40名を数える。国籍の内訳は、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、バングラディシュ、台湾である。Y塾で学んだ子どもが高校や大学を卒業し、キャンプなどのボランティアとしてY塾を支える。高校生や大学生が入り替わり立ち寄り、アルバイト先の食品を子どもたちに差し入れることもしばしばである。若者たちは常駐TとY塾のサポートについて打ち合わせたり、学校や仕事などの近況をTに話したりして帰っていく。

2－2－3 学習権の保障の実際その2

Y塾は学習権を保障する「闘い」を25年の長きにわたって展開してきた。

「国際人権規約」第13条「教育に関する権利」(初等教育の義務)とY塾との関連については、1977年から1982年にかけての記録をみると、日本が1979年に批准したばかりの「国際人権規約」を根拠に教育委員会と交渉したという経緯はない。

しかし、「国際人権規約」に頼らずとも、当時は教育委員会の矛盾を根気強く徹底して追求するという戦術で闘えた。就学「通知」ではなく「案内」を個別送付することできないとする教育委員会の根拠は日韓法的地位協定にちなんだ1965年12月の「文部省通達」からは読み取れなかった。外国人の就学は義務ではないが、希望すれば就学できるとする「文部省通達」をよく読めば、希望するかしないかを決める前提として、「案内」が出されなければ文部省(当時)のいう「希望する」ことすらできないのではないか、とY塾は指摘し、さらに、「案内」を出せば就学を強要するかのように誤解されかねないと教育委員会がいうのであれば、強要でないことが明確にわかる文面の「案内」を出すべきだとY塾は立論した。この立論は、外国に出自をもつ子どもの学習権保障に関して排外主義そのものであった横浜市の教育委員会の方向性を打ち破る結果へと導くことになった。

この交渉がY塾側と教育委員会の間で激しくやりとりされていた当時、人権問題といえば同和問題のみを指し、教育委員会は、民族差別・外国人差別の問題が同和問題に通底する人権問題であるという認識は持っていなかったのである。就学義務のない外国に出自をもつ子どもに就学「案内」を出すことは、国際社会のなかで日本はなにを優先すべきなのかという観点から考えても、日本の排他的国民教育観を超えて、民族差別・外国人差別の問題が同和問題に匹敵する人権問題であることをまず教育委員会に認識させる必要があった。

先述したとおり、1981年在日韓国・朝鮮人Ⅰ君に対する担任教諭の民族差別・外国人差別などからⅠ君は学校に行けなくなった。Ⅰ君の支援の時も「国際人権規約」の「教育に関する権利」を援用したわけではなかったが、民族差別・外国人差別の問題は同和問題と並ぶ人権問題という論法に終始した。1989年ようやくこの論法が教育委員会を謝罪、反省へと動かした。

学習権を実際に保障していくには、教育委員会、学校を巻き込んで、不就学・不登校の子どもに居場所を作って子どもに寄り添い子どもが学校に行けるようにエンパワーし、出稼ぎに来ていて両親とも仕事で忙殺され子どもの教育問題まで意識が廻らない家庭の問題も解決しなければならないこともあり、きわめて地道な働きかけが必要となる。

在留資格に問題がある子どもの学習権の保障については、前提としてまず在留特別許可を取得しなければならず、Y塾の取り組みに理解のある弁護士を味方につけて訴訟を起こさなければならないこともあり、在留資格の問題解決を含んだ学習権の保障が子どもの安全な将来までを左右する法律的にも最優先の取り組みでもあることがわかる。在留資格に問題のある子ど

も・若者の学習権の保障について、X塾との比較でいえば、当事者・家族の考え方に任せて一歩下がって様子を見守るX塾と異なり、Y塾ではより踏み込んで当事者の在留資格問題解決に動いている。

学習権の保障を自治体や国に任せてしまえる状況があるならともかく、現状では、国は平成17年度からようやく不就学外国人児童生徒支援事業に取り組み始めたばかりであるし、不就学の児童生徒の実態調査を開始するといっても対象となる自治体は外国人が集住する地域のなかでもわずかに12の都市(群馬県太田市、長野県飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県掛川市、静岡県浜松市、静岡県富士市、愛知県岡崎市、三重県四日市市、大阪市、大阪府豊中市、兵庫県姫路市、神戸市)に過ぎず、自治体は学習権の保障に取り組んでいるところとそうでないところの格差が大きく、自治体の取り組みが届かない地域での学習権の保障は、X塾やY塾のような民間団体の奮闘に頼らざるを得ない。

2－2－4　母文化を継承する

若者については、高校・大学生の韓国・朝鮮学習会があり、スタディツアーや宿泊研修を行っている。子どもに対する母文化の継承に関しては、中国語、韓国語、タガログ語の母語教室で母語の継承と共に行われている。また、放課後の居場所のなかで母文化の遊びをスタッフやボランティア、年長の子どもが年下の子どもに継承するということもある。Y塾の母文化の継承の取り組みは、日本社会の主流とは異なる自己を肯定的に認めるという外国に出自をもつ子ども・若者を支援する支援者の側の居場所ともなっている。

2－2－5　＜愛される＞Tちゃん先生と手づくりの交流会

子ども会、クリスマス会、キャンプ、青年部合宿、外国につながる児童のいる近隣小学校でのハギハッキョ(夏期学校)が主な交流会である。放課後、学校や学童クラブの帰りに、毎日10名程度の子どもが、おやつを食べたり、夕食の時間帯まで過ごしている。とくになにをするわけでもないのになんでも遊びにしてしまうのが子ども。ついさっきまで笑いながらはしゃいでいたと思ったら、ちょっとした子ども同士のいざこざで大泣きするのも子ども。そのたび、子どもたちから「Tちゃん」「Tちゃん先生」と慕われるスタッフTが上手にあやし、子ども同士の仲をとりもつ。子どもたちにとっては、いわばY塾で過ごすということ自体が交流会なのである。しかも、Y塾にぶらりと立ち寄るのは放課後の子どもばかりではない。近所のおじさん、おばさん、Y塾で子ども時代を過ごした若者が入れ替わり話しに来る。

2－2－6　ドヤ街寿町にも徒歩圏のだれでもが立ち寄れる事務所兼居場所

非常に古いビルのため水道管から赤水がでて、ペットボトルからしか水はのめないなどの不便さがある。広さは子ども達が集まる1階が18畳ほど。入り口付近が懇談スペース、中央に事務机があり、Y塾を切り盛りするTが座る。奥は子どもがゲームをしたり遊べるスペースでもあり、補習教室や母語教室、日本語教室を開けるスペースとY塾文庫がある。収入源の韓国・朝鮮語教室は事務所の2階を使用している。事務所の壁には一面、クリスマス会やキャンプで撮った子どもたちの写真や多言語でのフレーズが貼られている。町工場やふるい民家、小さな個人商店に囲まれた下町の居場所といっていい。子どもたちにとっては学校からも、学童クラ

ブからも家からも近いので、立ち寄りやすいが、駅からはどこを利用しても遠い。子どもたちの多くは近所に住まいがあるが、Y塾の評判を伝え聞き、遠方から電車で、受験のためのサポートを得るために通ってくる中学生もいる。

2－2－7 人件費の難しさ

財政は会費のほかに、語学教室など事業収益がある。寄付金と公的機関などからの複数の助成金が収入の大半である。支出で最大なのが事務所の賃料、ついで人件費である。この人件費の多くは相談員の謝金にあてられる。やはり、問題は、常駐の事務局スタッフへの少なすぎる報酬であり、とても給与といえる金額ではなく、社会保険はいっさいつかない。塾では年間400万円超でやり繰りしている。

2－2－8 事業の柱

まとめると、大きく3つの事業の柱がある。

① 在日外国人の教育生活相談に関する事業

外国に出自をもつ子どもたち、その保護者を対象とした教育に関する相談、生活に関する相談を行っている。非行に走る子どももおり、警察や家庭裁判所、怪我をする子どもがいれば病院や学校へ出向いて面談等、教員や保護者を交えて煩瑣に話し合う。担当スタッフは常駐スタッフT担当で、ことが起これば対応する。

② 外国に出自をもつ子どもなどの学力・進路保障に関する事業

子どもの母語を交えて学校の補習授業を行う。渡日したばかりで日本語ができない子ども、会話等の日常生活言語はできても学習抽象言語ができない子どもの日本語教室である。保護者を交えて子どもの進路相談を行うが、保護者が仕事で多忙でなかなか進まないこともある。受験を控えた中学生には徹底してつきっきりの支援を行い、全員が高校へ進学できるようにしている。

③ 在日外国人と日本人のふれあい交流事業

1．韓国・朝鮮語教室

2．多文化共生の社会をつくるための講演会・学習会

2－2－9 反差別・抵抗の拠点として

横浜市は、国際都市を自負してきたのにもかかわらず、好意的な関心の矛先は海外との国際交流に向けられており、渡日してきた韓国・朝鮮人をはじめとしてアジア系マイノリティには差別や偏見をもって接してきた歴史がある。Y塾と関係の深い「横浜市の民族差別と闘う会」の歩みにみられるように、Y塾はあらゆる民族差別・外国人差別撤廃のための抵抗の拠点であり、マジョリティの圧倒的な文化のなかで小さくなりがちなマイノリティの子ども・若者が活気を取り戻し、将来を開拓していくための「ホーム・コミュニティ」でもあった。

3 むすび～アジア系マイノリティの子ども・若者の居場所づくりからみた諸問題

―支える側の生活保障・国および多くの自治体からの放置・研究と現場の乖離―

X塾の代表Pによれば、居場所づくりの課題は、「ひと・金・場所」である。しかし、これらの課

題は、居場所づくりのスタッフ、ボランティア、子ども・若者の努力と工夫で、現状でもぎりぎりではあるが、なんとか課題はのりこえられている。

むしろ、第1の問題は、居場所づくりの核になる常駐サポーターの生活保障である。

アジア系マイノリティの居場所づくりの核となるサポーターが、居場所づくりを無給・有給ボランティアではなく、社会保険もつく収入のある仕事として生活していく保障が得られなければ、アジア系マイノリティの子ども・若者のなかからも、居場所づくりを仕事にしていこうとする人材は育たず、よい人材がいたとしても生活できないためにほかの仕事へと流れていくだろう。居場所づくりにアルバイトをしながら私生活をなげうってまで人生をかけるX塾のP、Y塾のTはもとより、マイノリティの子ども・若者の居場所づくりのサポートをする多くの人は居場所づくりでは生計を立てられず、ほかに職業に就いて余暇の時間だけとぎれとぎれに無給ボランティアでサポートの業務に取りくんでいる。

第2の問題は、国および多くの自治体からの放置である。文部科学省生涯学習政策局は「居場所づくりプラン」を策定し、平成17年度には87億6千2百万円の予算をかけ、自治体の生涯学習課等を通じて、居場所づくりを行う諸団体に資金を提供しているが、このプランで目指されるのは、あくまでも日本の伝統・文化を基盤とした日本人の育成であって、外国籍あるいは外国に出自をもつ、民族的バックグランドを異にするマイノリティの子ども・若者の育成、あるいは彼らを支える人材の養成に関する具体策はない。労組出身の首長や革新行政が外国人と日本人が協働する市民運動に格別の理解を示して公設民営のかたちで開設された川崎市のふれあい館は、民間社会福祉法人の有給スタッフが無給ボランティアと共にアジア系マイノリティの居場所づくりをしているが、この事例は多文化共生の居場所づくりでサポーターの生活が保障される希有に恵まれた例外だといえる。

第3の問題は、研究と現場の乖離である。多文化共生や多文化教育に関する先進的な学績がつぎつぎと発表されていく一方で、また、多文化共生論の限界・陥穽を、「顔の見えない定住化」という切り口で指摘し、かかる限界・陥穽を克服する社会統合論を再評価すべきだという国際社会学からの最新の問題提起(梶田・丹野・樋口, 2005)がなされるなかで、X塾やY塾のようなアジア系マイノリティの子ども・若者の居場所の現場はあいかわらず日本社会の「多文化化の行き悩み」(宮島, 2003)をはじめとして、先進的な研究ではとうていかえりみられないような、「とっくのむかしにのりこえてられてしまっているはずの」根元的な躓きにマイノリティ当事者と共に、命を削るような苦労をしながら気の遠くなるような地道な取り組みをつづけている。

以上示した3つの問題が解決されないかぎり、多文化共生あるいは社会統合に関する研究成果ばかりが着々と展開されつづける一方で、多文化化の行きつ戻りつのアジア系マイノリティの子ども・若者の居場所づくりの生々しい現場は、マイノリティおよび彼らをサポートする当事者を軽んずる空疎な「多文化共生社会」の周辺においやられつづける。しかしながら、なおも周辺に踏みとどまり、日本社会の多文化化の実質的な鍵を担っているのは、X塾やY塾といった多文化化の前線に立つ居場所である。こうした外国籍あるいは外国に出自をもつマイノリティの子ども・若者の居場所づくりに、自治体はもとより、国レベルでも、サポート体制が組まれなければならない。日本国政府は、1994年に批准した「子どもの権利条約」履行の責任を先進的な自治体の条例等に丸投げするにとどまらず、憲法第26条、教育基本法第1条、第3条、第4条、第10条、学校教育法第1条、社会教育法第3条等の国内法を改正してでも果すべきで、そうしてこそようやく日本社会の教育における多文化、国際化は、名ばかりでなく、実質を伴うことができるのである。

［付記］X塾、Y塾の事例は、フィールドワークとインタビューに基づいて、筆者が解釈し再構成したものであり、X塾、Y塾の実際は本稿で論じられた以上の諸事実を有する。本稿執筆にあたり多大なご支援を下さった、早川秀樹氏、長谷部美佳氏、竹川真理子氏、大石文雄氏、黒田矢須子氏、小林卓氏に、記して深く感謝する。

注

1) 親密圏については、政治学者、齋藤純一の思想を再解釈した。

2) とはいっても、在留資格がない場合の子ども・若者の問題は同国人ネットワークの情報力をもってしてもそう簡単には問題の解決はできない。たとえば、この問題に詳しい「外国人の子どもたちの『在留資格問題』連絡会」では、子ども・若者に在留資格の問題が生ずると予見できる段階で早々に弁護士に相談し支援者の組織づくりをし、在留特別許可の申請準備を行うなど必要な運動をしておくべきだと考えている。18歳以下の子ども、18才を超える若者でも高校や大学に在学している場合とそうでない場合は、支援の方法、支援の結果にも相当の違いが出る。

3) W団地を含む地域の「多文化共生のまちづくり推進事業」は、区役所、W団地連合自治会、小学校、日本語教室・学習教室で「I多文化ネットワーク」をつくって企画、協議、実施している。この事業は団地で暮らす国籍・民族の異なる住民同士が気軽にコミュニケーションできるように、「お互いに顔の見える関係」づくりを試みている。そのためのイベントとして、通訳を配した懇談会の開催やエスニック料理による食文化の交流、団地まつりなどを行う。また、住民の母語による地域情報の伝達はもとより、住民が母語で地域情報や生活情報を発信していけるような拠点づくりを団地内に設ける。団地での暮らし方（自治会の役割、集合住宅のマナーなど）だけでなく、防災・防犯に関する外国語冊子、パンフレットを作成し配布する。通訳・翻訳の人材に関しては、母語・外国語ができる団地育ちの若者を積極的に登用し育成している。国籍、民族、文化が異なっても、W団地で共生する住民というつながりをつくることが、外国籍住民の世帯が2割に達する多文化団地の地域振興なのである。以上の情報は、多くを、「I多文化ネットワークの多文化共生まちづくり推進事業計画案」(2005年)に依拠、くわえて、X塾Pのフィールドワークにおける聞き取りに拠る。W団地に居住する外国籍住民は2004年9月の段階で、中国、ベトナム、カンボジア、ペルー、ラオス、ブラジル、バングラディシュ、モンゴル、タイ、エジプト、韓国、香港、インドネシア、フィリピン、台湾、ネパール、ガーナ、スペイン、アメリカにわたる。国籍は日本でも、中国残留孤児や、アジア諸国に出自をもつなど、民族の異なるバツクグランドをもつ住民も少なくない。(W団地連合自治会2004年調べ。)

参考文献・資料：

新谷周平「『居場所』型施設における若者の関わり方－公的中高生施設『ゆう杉並』のエスノグラフィー－」東京大学大学院教育学研究科生涯教育計画講座社会教育学研究室『生涯学習・社会教育学研究』第26号, 2001年.

X塾『X塾ニューズレター』創刊号, 2002年.

X塾『X塾ニューズレター』第8号, 2005年.
ＮＰＯ法人在日外国人教育生活相談法人在日外国人教育生活相談センター・Y塾「2005年度総会事業報告書」, 2005. 5. 26.
ＮＰＯ法人「在日外国人教育生活相談・Y塾」http://www1.seaple.icc.ne.jp/m9011/npo.htm,2005. 9. 3.
大沼保昭編『国際条約集2005』有斐閣, 2005年.
外国人の子どもたちの「在留資格問題」連絡会編『先生！日本で学ばせて！－強制送還される子どもたち－』現代人文社, 2004年.
梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化－日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会, 2005年.
神奈川新聞社, 神奈川新聞「X塾若い世代の居場所支援－国際化へ日本語教室開催－」2003年7月13日.
齋藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版会, 2003年.
志水宏吉・志水睦美編『ニューカマーと教育－学校文化とエスニシティの葛藤をめぐって』明石書店, 2001年.
田中治彦「関わりの場としての『居場所』の構想」田中治彦編『子ども・若者の居場所の構想』, 学陽書房, 2001年.
鄭早苗・朴一・金英達・仲原良二・藤井幸之助編『全国自治体在日外国人教育方針・指針集成』明石書店, 1995年.
中川明編『マイノリティの子どもたち』明石書店, 1998年.
宮島喬『共に生きられる日本へ－外国人施策とその課題』(有斐閣選書1655), 有斐閣, 2003年.
宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会, 2005年
萩原健次郎「子ども・若者の居場所の条件」田中治彦編『子ども・若者の居場所の構想』, 学陽書房, 2001年.
久田邦明「子どもと若者の居場所－大人に期待される役割」久田邦明編『子どもと若者の居場所』, 萌文社, 2000年.
文部科学省生涯学習政策局『子どもの居場所づくり』http://www.ibasyo.com,2005. 9. 4.
柳父立一・「子ども観の再生産プロセスと子どもの居場所」日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育』(日本の社会教育第46集), 2002年.
Y塾・横浜の民族差別と闘う会『横浜・民族差別との闘い(1)－「打越通信」(1号-50号)合本－』1998年.
Y塾・横浜の民族差別と闘う会『横浜・民族差別との闘い(2)－「打越通信」(51号-100号)合本－』1998年.
若松亮太『kodomo-ml 5968/Re不就学の子どもたちの実態調査』(kodomo-ml@kikokusha-center.or.jp) 2005. 7. 2.